

防衛施設庁告示第九号

防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成十九年内閣府令第三号）に基づき、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）を実施するため、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則を次のように定める。

平成十九年八月二十日

防衛施設庁長官 北原 巖男

改正 平成二十七年四月十日 防衛省告示第七十七号

改正 令和二年十二月二十八日 防衛省告示第二百七十三号

改正 令和五年三月三十一日 防衛省告示第六十九号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則

（通則）

第一条 防衛省の所管に係る補助金等のうち、防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金等の交付

に関しては、他の法令に特別の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、「補助金等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」又は「間接補助事業者等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等、補助事業者等、補助事業者等、間接補助金等又は間接補助事業者等をいう。

(補助金等の交付の申請の手続等)

第三条 法第五条の申請は、補助金等の種類により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。第九条において「令」という。）第三条第一項第五号及び同条第二項第六号の規定により記載する事項並びに同条第三項の規定により省略することができる事項及び添付書類に応じて別に定める補助金等交付申請書及び添付書類を、補助金等の交付の申請をしようとする者の住所の所在地を管轄する地方防衛局長（当該所在地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては東海防衛支局長。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する補助金等交付申請書を提出する時期は、これを公示する場合を除き、補助金等の交付の

申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第四条 地方防衛局長は、補助金等の交付の決定をする場合には、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

一 補助事業者等は、補助事業等に要する経費の配分、補助事業等の内容その他補助事業等の計画を変更する場合（別に定める軽微な変更を除く。）には、別に定めるところにより、補助事業等計画変更承認申請書を地方防衛局長に提出し、その承認を受けること。

二 補助事業者等は、補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、地方防衛局長の承認を受けること。

三 補助事業者等は、補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに地方防衛局長に報告し、その指示を受けること。

四 補助事業者等が、地方公共団体である場合には、補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による調書を作成してこれを保管しておくこと。

五 補助事業者等が、地方公共団体以外の者である場合には、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から五年間保存しておくこと。

六 補助事業者等は、国から前金払又は概算払により間接補助金等に係る補助金等の交付を受けた場合には、遅滞なく、当該前金払又は概算払を受けた補助金等の額に相当する額を、間接補助事業者等に交付すること。

七 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付の決定をする場合には、地方防衛局長が補助金等の交付の決定に付した条件を履行するために必要な条件を付すること。

2 地方防衛局長は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の決定をする場合において、補助事業等の目的及び内容に応じて必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

一 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する

事項

二 前号に掲げる事項のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める事項

(申請の取下げ)

第五条 法第九条第一項に規定する各省各庁の長の定める期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して三十日を経過した日とする。ただし、地方防衛局長が特に必要と認める場合には、この期日を繰り上げることがある。

2 法第九条第一項の規定による申請の取下げは、地方防衛局長に対して文書により行わなければならない。

(状況報告)

第六条 法第十二条の規定による報告は、別に定めるところにより、当該補助事業等に係る契約状況及び補助事業等の着手年月日等を記載した補助事業等着手報告書又は補助事業等の進捗状況等を記載した補助事業等遂行状況報告書を地方防衛局長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第七条 法第十四条の規定による報告は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたと

きを含む。)には、完了の日(廃止の承認を受けた日を含む。以下この条において同じ。)から起算して一月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日まで、補助事業等が完了せず国の会計年度が終了した場合には、当該会計年度の翌年度の四月三十日まで、別に定める補助事業等実績報告書及び添付書類を地方防衛局長に提出して行わなければならない。ただし、地方防衛局長は、この期日によることが困難な特別の理由があると認められた場合には、報告の期日を繰り下げることがある。

(補助金等の返還の期限)

第八条 法第十八条第一項の期限は、補助金等の交付の決定の取消しの決定があつた日から起算して二十日以内で地方防衛局長が定める日とする。

2 法第十八条第二項の期限は、補助金等の額の確定があつた日から起算して二十日以内で地方防衛局長が定める日とする。ただし、補助事業者等が地方公共団体であつて、補助金等の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合でこれにより難いときには九十日以内で地方防衛局長が定める日とする。

。

(処分の制限を受ける期間)

第九条 令第十四条第一項第二号の規定により定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

### 附 則

1 この規則は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

2 防衛施設庁補助金等交付規則（昭和三十八年防衛施設庁告示第三号）は、廃止する。

3 この規則の規定は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第六条の規定による再編交付金の交付その他の駐留軍等の再編の実施に当たつての特別の措置についても適用する。この場合において、第一条中「生活環境等の整備」とあるのは「駐留軍等の再編の実施に当たつての特別の措置」と読み替えるものとする。

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	処分制
---------	---------------	-----

	障害防止対策事 業費補助金 教育施設等騒音 防止対策事業費 補助金 施設周辺整備助
施設整 備等の 分類	建物
財産の名称、構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び次に掲げるもの以外のもの 住宅用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 病院用のもの 送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜 場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直
限期間 （年）	五十 四十七 三十九 三十八



成補助金	接全面的に受けるもの	二十四
道路改修等事業	その他のもの	
費補助金	倉庫用のもの	
施設周辺整備統	冷蔵倉庫用のもの	二十一
合事業費補助金	その他のもの	三十一
特定防衛施設周	その他のもの	三十八
辺整備調整交付	ブロック造のもの	
金	事務所用のもの又は次に掲げるもの以外のもの	四十一
特別行動委員会	住宅用、学校用又は体育館用のもの	三十八
	車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三十四
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直	

特別行動委員会	特別行動委員会	業費補助金	騒音防止対策事	関係教育施設等	特別行動委員会	策事業費補助金	関係障害防止対
---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

場用のもの	送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜	住宅用、学校用又は体育館用のもの	事務所用のもの又は次に掲げるもの以外のもの	る。）	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限	その他のもの	その他のもの	冷蔵倉庫用のもの	倉庫用のもの	その他のもの	接全面的に受けるもの
三十一	三十四	三十八				三十四	三十	二十			二十二

関係道路改修等	事業費補助金	特別行動委員会	関係特定防衛施設	周辺整備調整	交付金	沖繩米軍基地所	在り町村活性化	特別事業費補助	金
---------	--------	---------	----------	--------	-----	---------	---------	---------	---

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用のもの又は次に掲げるもの以外のもの	住宅用、学校用又は体育館用のもの	二十	十九	二十六	三十一	三十	二十七
----------------------	---------------------------------------	--------	--------	----------	--------	--------	---	-----------------------	------------------	----	----	-----	-----	----	-----

沖縄北部特別振  
興対策事業費補  
助金

送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜  
場用のもの

二十五

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直

接全面的に受けるもの

十五

その他のもの

二十四

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る  
。）

事務所用のもの又は次に掲げるもの以外のもの

二十二

住宅用、学校用又は体育館用のもの

十九

発電所用、送受信所用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと

畜場用のもの

十九

<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>十七</p> <p>十二</p>
<p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>事務所用のもの又は次に掲げるもの以外のもの</p> <p>住宅用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p>	<p>九</p> <p>十七</p> <p>二十二</p> <p>二十四</p>

建物附		
電気設備（照明設備を含む。）	<p>その他のもの</p> <p>木骨モルタル造のもの</p> <p>事務所用のもの又は次に掲げるもの以外のもの</p> <p>住宅用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>十五</p>
	<p>十四</p> <p>七</p> <p>十五</p> <p>二十</p> <p>二十二</p>	

属設備

蓄電池電源設備

その他のもの

給排水又は衛生設備及びガス設備

冷房、暖房、通風又はボイラー設備

冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）  
その他のもの

昇降機設備

エレベーター

エスカレーター

六

十五

十五

十三

十五

十七

十五

十五

		構 築 物	
		放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア自動開閉設備
		十 十 十 四十二 四十 三十	十二 八



---

---

競技場用、運動場用、公園用又は学校用のもの

スタンド

主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの  
四十五

主として鉄骨造のもの  
三十

主として木造のもの  
十

ネット設備  
十五

野球場、陸上競技場その他のスポーツ場の排水その他の土工施設  
三十

水泳プール  
三十

その他のもの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの

---

---

---

<p>の その他のもの その他のもの 主として木造のもの その他のもの</p>	<p>緑化施設及び庭園 緑化施設</p>	<p>舗装道路及び舗装路面 ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷</p>
<p>十 十五 十五</p>	<p>二十</p>	<p>十 十五</p>

<p>汚水処理用</p> <p>槽、塔、水路、貯水池その他のもの</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの</p> <p>れんが造のもの</p> <p>コンクリート造、金属造又は土造のもの</p> <p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>機械及び装置</p>	<p>ばい煙処理用</p> <p>槽、塔、水路及び貯水池</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの</p>
<p>七 十 十五 二十 三十</p>	<p>三十</p>

<p>れんが造のもの</p> <p>コンクリート造又は金属造のもの</p> <p>煙突（高さが七十メートル以上のものに限る。）</p> <p>鉄筋コンクリート造のもの</p> <p>金属造のもの</p>	<p>農林業用</p> <p>主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの</p> <p>の</p> <p>果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電気牧さくを含む。）</p> <p>その他のもの</p> <p>主として金属造のもの</p>
<p>二十</p> <p>十五</p> <p>三十</p> <p>十</p>	<p>十七</p> <p>二十</p>

<p>斜降索道設備</p> <p>その他のもの</p> <p>主として木造のもの</p> <p>土管を主としたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>水道用ダム</p> <p>橋</p> <p>岸壁、さん橋、堤防、防波堤、上水道、水そう及び用水用ダム</p> <p>サイロ</p> <p>下水道、煙突及び焼却炉</p>
<p>十三</p> <p>十五</p> <p>五</p> <p>十</p> <p>八</p>	<p>八十</p> <p>六十</p> <p>五十</p> <p>三十五</p> <p>三十五</p> <p>三十五</p>

<p>飼育場</p> <p>造船台</p> <p>その他のもの</p>	<p>コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>やぐら及び用水池</p> <p>サイロ</p> <p>岸壁、さん橋、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう</p> <p>下水道又は飼育場</p> <p>その他のもの</p>	<p>石造のもの（前掲のものを除く。）</p>
<p>三十</p> <p>二十四</p> <p>六十</p>	<p>四十</p> <p>三十四</p> <p>三十四</p> <p>三十</p> <p>十五</p> <p>四十</p>	

<p>鋼矢板岸壁 橋</p>	<p>金属造のもの（前掲のものを除く。）</p>
<p>二十五 四十五</p>	<p>四十 十五 三十 四十</p>
<p>五十 三十五</p>	<p>五十</p>

堤防、防波堤、上水道及び用水池

下水道

その他のもの

土造のもの（前掲のものを除く。）

堤防又は防波堤

上水道及び用水池

下水道

その他のもの

金属造のもの（前掲のものを除く。）

橋

鋼矢板岸壁

五十

三十五

五十

四十

三十

十五

四十

四十五

二十五

サイロ	二十二
送配管	
鋳鉄製のもの	三十
鋼鉄製のもの	十五
薬品貯そう	
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	十
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	十五
水そう	
鋳鉄製のもの	二十五
鋼鉄製のもの	十五



<p>飼育場</p> <p>煙突、焼却炉、打込み井戸、街路灯及びガードレール</p> <p>その他のもの</p>	<p>木造のもの（前掲のものを除く。）</p> <p>橋</p> <p>岸壁、さん橋、堤防、防波堤及び水そう</p> <p>飼育場</p> <p>その他のもの</p>	<p>前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの</p> <p>主として木造のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>十五</p> <p>十</p> <p>四十五</p>	<p>十五</p> <p>十</p> <p>七</p> <p>十五</p>	<p>十五</p> <p>五十</p>

				船舶
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船 漁船	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船 漁船	総トン数が五百トン以上のもの 総トン数が五百トン未満のもの その他のもの
	九	六	十二	十四

	車両及び運搬具
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	特殊自動車（この項には自走式作業用機械を含まない。） 消防車、救急車 除雪車 じんかい車、し尿車 小型車（積載量が二トン以下のものをいう。） その他のもの
七	四 三 四 五 四
前掲のもの以外のもの フォークリフト その他のもの	四

		器具及び備品	工具	
時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	事務機器及び通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	冷暖房設備機器又は換気扇	測量工具及び検査工具	自走能力を有するもの その他のもの
五	十六	六	五	四七

機械及び装置				看板及び広告器具 主として金属製のもの その他のもの
食肉又は食鳥処理加工設備	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	つけ物製造設備	果実又はそ菜処理加工設備	五 十
九	八	七	九	

国内電気通信事業用設備	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	水産物養殖設備 竹製のもの その他のもの	チップ製造業用設備	製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備
	五	四 二	八	十二 八

<p>デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備</p>	<p>上水道又は下水道業用設備</p>	<p>種苗花き園芸設備</p>	<p>汚水処理用</p>	<p>ばい煙処理用（金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出塔を含む。）</p>
<p>九 十六 六</p>	<p>十二</p>	<p>十</p>	<p>七</p>	<p>七</p>

		農林業 用機具		
耕うん整地用機具	トラクター 歩行型トラクター その他のもの	内燃機関、ボイラー及びポンプ	電動機	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
五	八 五	八	十	八 十七



---

---

耕土造成改良用機具	栽培管理用機具	防除用機具	穀類収穫調製用機具 自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）、及びわら処理カッター その他のもの
五	五	五	八 五

飼料作物収穫調製用機具

モータ、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）ヘー  
レーキ、ヘーテツダー、ヘーテツダーレーキ、フォレージハー  
ベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式  
ものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー  
（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレージブ  
ローア、サイレージディストリビューター、サイレージアンロ  
ーダー及び飼料細断機

その他のもの

果樹、野菜又は花き収穫調製用機具  
野菜洗淨機、清淨機及び掘取機  
その他のもの

八 五

八 五

<p>その他の農作物収穫調製用機具</p> <p>い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機</p> <p>その他のもの</p>	<p>八 五</p>
<p>農作物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。）</p> <p>花筵織機及び畳表織機</p> <p>その他のもの</p>	<p>八 五</p>
<p>家畜飼養管理用機具</p> <p>自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、</p>	

<p>育すう機、ケージ、電牧器、カウトレイナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機 その他のもの</p>	<p>運搬用機具</p>	<p>養蚕用機具 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし その他のもの</p>	<p>造林又は伐木用機具 自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機 その他のもの</p>
<p>八 五</p>	<p>四</p>	<p>八 五</p>	<p>六 三</p>

その他の機具

きのご栽培用ほだ木

生しいたけ栽培用のもの

その他のもの

乾燥用バーナー

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

二 四 五 十 五

(別記)  
様式 (第四条関係)

令和 年度  
防衛省 所管

調書

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入				歳出				
			科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち国庫相 補助当額	支出額	うち国庫相 補助当額	
(項)	円	%		円	円		円	円	円	円	
(目)											
(目の細分)											

記入要領

- 1 標題には目の細分名を記入のこと。例 教育施設等騒音防止対策事業費補助金調書
- 2 地方公共団体の歳入及び歳出の科目は、款・項・目・節を記入すること。
- 3 予算現額欄には、歳入に当っては当初予算額の追加更正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額流用増減の区分を明らかにして記入すること。
- 4 備考欄には参考となるべき事項を適宜記入すること。